

9. 対策に伴う事業者等への協力要請等

(1) 冬の感染拡大防止に向けて

■ 気温の低下や積雪の季節を抑え、屋内で暖房や窓を閉めた活動が増えるとともに、社会経済活動も活発となることから、基本的な感染防止行動について協力を要請【対象:全道】

① 11/1 ~ 11/29【29日間】

要請の
背景・
根拠等

10月の秋の再拡大防止特別対策下における感染状況等を踏まえ、11月1日から道の警戒ステージ1に移行することとなったが、気温が低下し、積雪の季節を迎えることから、暖房や窓を閉めての屋内での活動が増え、年末に向けた社会経済活動が活発化するため、感染リスクが高まる可能性を踏まえ、換気を含めた基本的な感染防止行動を実践することが必要。

(2) 年末年始の感染拡大防止に向けて

■ 忘年会やクリスマス、お正月、成人式等の行事により、普段会わない方と会う機会も増え、屋内における活動も活発となることから、基本的な感染防止行動について協力を要請【対象:全道】

② 11/30 ~ 1/6【38日間】

要請の
背景・
根拠等

全道の新規感染者数は、前週比から減少しているが、札幌市及び旭川市の感染者数が全道の数の8割超と押し上げている状況。年末年始の忘年会等の行事により、普段会わない方と会う機会等も増えることから、感染拡大を回避するため、基本的な感染防止行動を実践することが必要。

■ 事業者への要請 ((1)、(2)いずれも同様の要請)

◆ 業種別ガイドラインを確認し、感染防止対策に取り組む

職場においては、特に「休憩室」、「喫煙室」等における感染防止に取り組む

◆ 飲食店等においては、感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証を取得 **61**

(3) 冬期間における感染拡大防止に向けて

■ 寒い日が続く中、屋内における活動も増える中、国内でのオミクロン株の感染の広がりも踏まえ、道内の感染拡大を回避するために、基本的な感染防止行動について協力を要請【対象:全道】

③ 1/7 ~ 1/26【20日間】

要請の
背景・
根拠等

新規感染者数が増加し続けており、感染経路不明割合や30代以下の新規感染者数が増加。国内におけるオミクロン株の広がりや年末年始の人の移動の活発化の影響を踏まえると、道内でも今後の感染拡大が想定されることから、冬期間における感染拡大防止に向けて、感染防止行動の実践等について呼びかける。

■ 事業者への要請 ((1)~(3)いずれも同様の要請)

◆ 業種別ガイドラインを確認し、感染防止対策に取り組む

職場においては、特に「休憩室」、「喫煙室」等における感染防止に取り組む

◆ 飲食店等においては、感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証を取得

(4) まん延防止等重点措置

■国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、人と人との接触機会を抑えるため、特措法第31条の6第1項などに基づき、道内全域の飲食店等について時短等を要請【対象:全道】

④ 1/27 ~ 2/20【25日間】

⑤ 2/21 ~ 3/6【14日間】

⑥ 3/7 ~ 3/21【15日間】

① 飲食店等への要請・協力依頼

対象施設	<p>〔飲食店〕飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>〔遊興施設〕キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食を主として業としていないカラオケ店</p> <p>〔結婚式場〕食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等(披露宴等を行うホテル又は旅館)(集会の用に供する部分に限る)も含む)</p>
要請等 内容	<p>【北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆①営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時まで 又は ②営業時間は5時から20時まで、酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない ※期間を通して上記のいずれかを選択(当初の選択は変更不可) <p>【上記以外の飲食店等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は5時から20時まで、酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない ◆同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする(対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない) ◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する ◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う ◆感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証取得に取り組む

② 飲食店等以外への要請・協力依頼

対象施設	商業施設、遊技施設、遊興施設、サービス業、劇場等、集会・展示施設、ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)、運動施設、博物館等
要請等 内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆入場する者の整理等を行う ◆入場する者に対するマスク着用の周知を行う ◆感染防止措置を実施しない者の入場を禁止する ◆会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)などを行う ◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う

63

(5) 年度末、年度始めの感染再拡大防止対策

■年度末から年度始めにかけて、人の移動や会食機会の増加など、感染リスクが高まる時期を迎えることから、感染防止対策の徹底について協力を要請【対象:全道】

⑦ 3/22 ~ 4/17【27日間】

要請の
背景・
根拠等

3月21日をもって、本道を対象としたまん延防止等重点措置の終了が決定されたが、1日に1,000人を超える新規感染者が確認され、特に、若い世代の割合が高くなっている中、今後も再拡大を防止することが重要であることから、年度末から年度始めにかけて、BA.2系統を含め、オミクロン株の感染力の強さを念頭に置きながら、感染リスクの高まる場面や感染が広がっている場所における感染防止行動の徹底を図ることが必要。

事業者への要請・協力依頼

職場	<ul style="list-style-type: none"> ◆業種別ガイドラインを遵守する ◆入社、人事異動、転勤などによる人の入れ替えを踏まえ、感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を徹底する 特に、「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意する ◆在宅勤務(テレワーク)、時差出勤等、人との接触を低減する取組を推進する ◆事業活動への影響を最小限に抑え、迅速な事業の再開を目指す事業継続計画(BCP)の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を行う
飲食店等	<ul style="list-style-type: none"> ◆感染防止対策チェックリスト項目を遵守する 特に会話する時のマスク着用徹底を呼びかける ◆感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証取得に取り組む

64

(6) 春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い

■感染力が強いとされるBA.2系統への置き換わりが懸念される中、感染の急拡大を防いでいくため、道民に特に協力をお願いする「3つのお願い」を定めたもの
【対象:全道】

⑧ 4/18 ~

要請の
背景・
根拠等

新規感染者数が高い水準で推移するとともに、今後、感染性がより高いとされているBA.2系統への置き換わりが進むことが懸念されるほか、人の移動が活発となるゴールデンウィークを控える時期となることから、感染拡大防止に向け、道民の皆様にご協力をお願いしたい行動として、改めて、三つの密の回避やマスク着用をはじめ、飲食の際の行動など、基本的な感染防止行動を効果的に働きかけていく。

■ 事業者への要請

◆職場においては、業種別ガイドラインを遵守する

【飲食店等】

◆感染防止対策チェックリスト項目を遵守する

◆北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証を取得する

65

要請に係る支援金の概要

区分	要請期間	対象地域	対象施設	要請内容	支援金(1店舗あたり)	
④	1/27~ 2/20	25日間	全道	飲食店 遊興施設 結婚式場	営業時間:5時~21時 酒類提供:11時~20時	中 小:62.5~187.5万円 (1日あたり2.5~7.5万円) 大企業:最大500万円
				認証店 (右記いずれかを選択)	営業時間:5時~20時 酒類提供:なし	中 小:75~250万円 (1日あたり3~10万円) 大企業:最大500万円
⑤	2/21~ 3/6	14日間	全道	飲食店 遊興施設 結婚式場	営業時間:5時~21時 酒類提供:11時~20時	中 小:35~105万円 (1日あたり2.5~7.5万円) 大企業:最大280万円
				認証店 (右記いずれかを選択)	営業時間:5時~20時 酒類提供:なし	中 小:42~140万円 (1日あたり3~10万円) 大企業:最大280万円
⑥	3/7~ 3/21	15日間	全道	飲食店 遊興施設 結婚式場	営業時間:5時~21時 酒類提供:11時~20時	中 小:37.5~112.5万円 (1日あたり2.5~7.5万円) 大企業:最大300万円
				認証店 (右記いずれかを選択)	営業時間:5時~20時 酒類提供:なし	中 小:45~150万円 (1日あたり3~10万円) 大企業:最大300万円
				認証店以外		

66

10. 事業者等への支援

(1) 中小企業総合振興資金

- 概要** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた道内の中小企業の方に必要な資金を、金融機関を通じて低利でご利用いただける融資制度
- 融資制度**
 - 経営環境変化対応貸付【認定企業】（従来型）
 - 経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）
 - 企業体質強化貸付（資本性ローン協調）
 - コロナ克服サポート貸付
- 資金使途** 事業資金
- 融資金額** 6,000万円以内～4億円以内
※制度毎に金額が異なります

69

(2) 中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業

- 趣旨** 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている道内中小・小規模企業に対し、ポストコロナに向けた事業再構築等の経営課題に応じた専門家を派遣し、事業活動の維持・継続を支援
- 実施内容**
 - 中小企業診断士等の専門家を派遣し、販路拡大・事業再構築、補助金等各種支援施策の活用、融資の返済計画策定、資金調達、事業承継等に係る助言・指導を実施
 - 専門家の派遣を受けた事業者の取組事例をHPで公開し、道内中小・小規模企業へ効果を波及
- 実施期間** 令和4年4月4日から令和5年3月10日まで
(派遣申込の新規受付は令和5年2月上旬頃までを予定)
- 事例**
 - 取組概要
感染拡大で来店者数が落ち込んだ飲食店が、新規顧客獲得を目指し幹線道路沿いにテイクアウト専門店をオープン
 - 指導内容
資金調達のための事業計画書を作成するにあたって専門家派遣を活用。専門家とともに策定・整備した事業計画により、日本政策金融公庫の事業資金融資審査を通過し、資金調達が可能となった。

70

(3) BCP (事業継続計画) 策定の促進 ※非予算事業

- 1 趣 旨 感染症や災害の発生時においても事業活動への被害を最小限に抑え、迅速な事業の再開を目指すため、道内中小・小規模企業のBCP策定を促進
- 2 実施内容
- 「BCP策定支援セミナー」の開催
道内中小企業等を対象とした、BCPの概要・策定のポイントなどに関するセミナーを開催
 - ・令和3年度 オンラインセミナー 5回実施、動画配信 2種
 - ・令和4年度 オンラインセミナー 2回実施
 - 「BCP策定の手引き」の活用
冊子の配布や道HPへの掲載を通じ、策定のポイントや事例を周知
 - 関係団体を通じた周知
BCPの点検・策定など事業継続への取組に関する事業者等への周知について、関係団体に対して依頼

71

(4) 道産食品の消費喚起事業(令和3年度)

- 1 趣 旨 コロナ禍の長期化により販路が縮小した道内食品製造業を支援するため、道産食品の消費喚起と販路確保に取り組む
- 2 実施内容
- (1) どさんこプラザ(9店舗)と全国の百貨店における北海道物産展(31店舗)で使えるプレミアム付き商品券を発行
(一冊あたり額面7,000円、販売価格5,000円(プレミアム2,000円))
 - (2) 通販サイト(26媒体)で道産品を3割引で販売
 - (3) 道外のスーパー等小売店(延べ1,345店舗)に道産食品特設コーナーを設置
 - (4) 通販カタログ(5媒体)で道産食品を販売
- 3 実施期間 令和3年度中(令和3年4月~令和4年3月)

4 販売実績

施策	実施規模	売上実績
(1)商品券	140,850冊	9億7,511万円
(2)通販割引販売	26媒体	7億8,622万円
(3)小売店	1,345店舗	9億4,800万円
(4)通販カタログ	5媒体	1,800万円

72

(5) 北海道 異業種チャレンジ奨励事業 「今こそジョブチャレ北海道」

- 概要** 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者が、北海道内の人手不足が深刻な対象業種に異業種から就職した場合、就職者に奨励金を支給することにより、早期就職を促進するとともに、対象業種の人材確保を支援する。
- 支給要件** (1) コロナ禍による離職者であること
(2) 北海道内で対象業種に属する事業を行う事業所に令和4年4月1日から令和4年11月30日までに、正社員等として雇用され、3ヶ月以上勤務した者であること
(3) 当該事業所に正社員等として雇用された日前1年間において、対象業種とは別の業種に属する事業で就業していた者であること 等
- 対象業種** 社会保険・社会福祉・介護事業、道路貨物運送業、飲食店他
- 実施期間** 令和4年4月1日から令和4年12月30日まで
- 奨励金** 10万円+転居費用（実費上限20万円）

73

(6) 【再就職支援】ジョブカフェ・ジョブサロン

概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた方々に対し、ジョブカフェ・ジョブサロンにおいて、きめ細かなキャリアカウンセリング等を実施し、再就職を支援する。

(7) 北海道短期おしごと情報サイト

概要

新型コロナウイルス感染症の影響による人手不足への緊急的な対応として、「北海道短期おしごと情報サイト」を開設し、一次産業や流通業など人手不足にある企業等と、一時帰休などの状況にあって短期的に働きたい希望を持つ方々などを繋げることにより、生産維持・事業継続をサポートする。

(8) ワンストップ窓口

新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業等の経営や金融等の相談にワンストップで対応するため、本庁・各（総合）振興局に総合相談窓口を開設する。

74

11. 感染対策と経済活動の両立に向けた需要喚起

(1) 「どうみん割」の実施状況

- 趣旨** まん延防止等重点措置の終了に伴い、1月22日以降停止していた事業を3月22日から再開。東北各県との同意に基づき、順次、利用対象者を拡大。
- 実施内容** 旅行割引額：最大50%（上限5,000円）
地域応援クーポン：一律2,000円
- 実施期間** 令和3年12月6日（月）～令和4年8月31日（水）
※ 宿泊は9/1チェックアウトまで
※ 1/22～3/21 まん延防止等重点措置に伴い事業停止
※ 4/29～5/8 対象外期間（財源としている国の補助制度に基づくもの）

4 感染拡大した際の対応

事業を停止する条件をあらかじめ設定。

- ・北海道がレベル3や緊急事態宣言措置の対象となった場合、事業全体を停止
- ・北海道がまん延防止等重点措置の対象となった場合、措置区域を含む圏域(※)の事業を停止

※ ①札幌市 ②道央1（石狩（札幌市を除く）、空知） ③道央2（後志、胆振、日高）
④道南（渡島、檜山） ⑤道北（上川、留萌、宗谷） ⑥道東（オホーツク、十勝、釧路、根室）

77

(2) 「ぐるっと北海道」の実施状況

- 趣旨** 交通事業者が発行する割引乗車券等について、利用者の購入費用の一部を負担することにより、活動自粛で失われた交通需要の喚起や道内周遊の促進を図るとともに交通事業者による新北海道スタイルの推進を図る。
- 実施内容** 道内の交通事業者（鉄道、バス、タクシー、フェリー、航空）が販売する割引乗車券等について、その割引相当額を補助するもの。
- 実施期間** 令和4年12月末（予定）
(販売期間) ※使用は令和5年1月末まで

令和3年度繰越予算による「ぐるっと北海道」は8月末で販売終了し、9月からは補正予算を財源に引き続き販売する。



78

4 販売状況

- 鉄 道 ・全道6日間周遊パス〔現在販売休止、9月販売再開予定〕
・道南いさりび鉄道による1日乗り放題パス
- バ ス ・中央バスを含むバス事業者14社によるクーポン乗車券
・旭川電気軌道及び北都交通、沿岸バス、帯運観光、函館バス、北海道バス、道南バスによる個別の回数券
・道北バス・旭川電気軌道・ふらのバスによる乗り放題パス 等
- タクシー ・割引クーポン
- フェリー ・ハートランドフェリーによる往復割引券
- 航 空 ・JAL、HACによる割引乗車券

5 取組内容のPR

- ・道HPや北海道鉄道活性化協議会の特設サイト、テレビ・ラジオCM、YouTube広告等を活用し、交通事業者による割引乗車券等の販売を支援
- ・交通事業者が「新北海道スタイル」の実践による徹底した感染拡大防止に取り組みながら、コロナ禍でも、日常的に安全安心に利用できる環境を整えていることの周知を順次実施

79

(3) 「Go To Eat」の実施状況

- 1 趣 旨 感染予防対策に取り組みながら頑張っている飲食店を応援し、食材を供給する農林漁業者を応援するもの（農水省HPより）
- 2 実施内容 登録飲食店（7,752店舗^(R4.4.8時点)）で使えるプレミアム付き食事券を発行
（一冊あたり額面10,000円、販売価格8,000円。道内金融機関等435カ所販売）
- 3 実施期間 販売期限 令和4年4月10日まで
利用期限 令和4年5月10日まで

4 販売実績

印刷冊数	販売冊数
1,000,000冊	838,229冊 (約84億円分)

80

5 実施状況

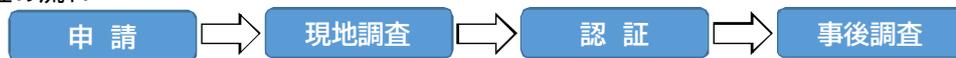
- ・R2. 11. 10 食事券の販売を開始（販売期限 R3.1.29 利用期限 R3.3.31）
- ・R2. 11. 30 全道での食事券の販売を停止し、利用を控える旨呼びかけ
- ・R3. 8. 19 利用条件を「テイクアウト、デリバリーのみ」に限定し、販売を再開
（販売期限 R3.10.18 利用期限 R3.11.18）
- ・R3. 10. 15 利用人数等の制限（4人以内、2時間以内）を設けた上で、店内利用を再開
（販売期限 R3.11.15 利用期限 R3.12.15）
- ・R3. 11. 1 利用人数等の制限を撤廃
- ・R3. 11. 12 販売期限を12月15日まで延長
- ・R3. 12. 16 販売期限を1月31日まで、利用期限を2月28日まで延長
- ・R4. 1. 26 販売期限を2月25日まで、利用期限を3月25日まで延長
- ・R4. 1. 27 利用条件を「テイクアウト、デリバリーのみ」に限定
- ・R4. 2. 25 販売期限を3月25日まで、利用期限を4月25日まで延長
- ・R4. 3. 4 販売期限を4月10日まで、利用期限を5月10日まで延長
- ・R4. 3. 18 「テイクアウト、デリバリーのみ」の限定を解除
- ・R4. 4. 10 販売期限
- ・R4. 5. 10 利用期限

（４）飲食店の第三者認証制度の認定状況

飲食店の感染防止対策に必要な事項の取組状況を確認し、対策が実施されている場合に認証する制度により、飲食店における感染防止対策の実効性を高める。

■実施内容

- (1)対象者 道内で飲食業の営業許可を受けている事業者
- (2)認証基準 28項目
- (3)認証の流れ



※必要に応じて実施

(4)認証のメリット

- ・店舗における感染拡大のリスク低減
- ・感染防止対策にしっかりと取り組んでいることをアピール
- ・道ホームページで広く公表し、認証店の利用を促進
- ・営業時間や酒類提供に係る制限緩和

■制度運用開始

令和3年9月24日

■申請・認証状況(令和4年6月30日現在)

	申請件数	認証件数	申請率(認証率)
札幌市	7,467件	7,365件	70.1%(69.2%)
他地域	10,305件	10,147件	53.3%(52.4%)
全道	17,772件	17,512件	59.2%(58.4%)

※対象飲食店(推計)

- 全道3万店舗
- ・札幌 約1.1万店舗
- ・他地域 約1.9万店舗

■感染対策の実効性の確保(令和4年6月30日現在)

- ・令和4年2月4日から、認証店の事後調査を開始
- ・実施件数 4,843件

(5) 北海道スタイル普及啓発事業

北海道スタイルアイデアコンテスト

- 趣 旨** 北海道スタイルを道民運動として展開するため、道内の中高生や大学生等の方々を対象に、北海道スタイルなどの感染症対策を効果的・効率的に取り組むためのアイデアを募集
- 募集期間** 令和3年10月12日から令和4年1月17日まで
- 募集テーマ** 3つのテーマに沿ってアイデアを募集
「飲食の場面での感染症対策」
「学校生活での感染症対策」
「イベントでの感染症対策」
- 応募件数** 道内100校／765件
- 各 賞** 中高生の部／最優秀賞「換気を一番できているクラスになろう！」
大学生の部／最優秀賞「桜は散り際も美しい」優秀賞、アイデア賞他
- 各種PR** 受賞アイデアPRのための動画を制作し、HPやHILOSHI等のデジタルサイネージで公開

12. 生活に困窮される方々への支援

(1) 生活福祉資金特例貸付の貸付状況

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方々などを対象とした生活福祉資金の特例措置に対して、これまで600億円を超える予算を措置しており、貸付実績では、特例貸付が開始された令和2年3月25日から令和4年5月末まで、約135,000件、約490億円となっている。

(新型コロナウイルス感染症の拡大前の令和元年度から拡大後の令和4年5月末までの推移)

	令和元年度※2	令和2年度※3	令和3年度	令和4年度 (5月末時点)	特例貸付 合計
件数 ※1	146件	71,393件	60,691件	3,158件	135,242件
貸付金額※1	12,956千円	23,414,516千円	24,428,000千円	1,120,857千円	48,963,373千円

※1 緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付分・延長貸付分・再貸付分)を合計した件数及び貸付金額。

※2 令和元年度は特例貸付実施前の本則運用分。

※3 令和2年度は、特例貸付が開始された令和2年3月25日から令和3年3月末までの数。

85

(2) 生活困窮者自立支援事業の実施状況

■ 自立相談支援事業の相談件数

生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所を設置する自治体の自立相談支援機関において、生活に困窮される方々からの様々な相談に対応している。

(新型コロナウイルス感染症の拡大前と拡大後の状況)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規相談件数 (全道)	8,849件 (737件※)	26,064件 (2,172件※)	25,651件 (2,138件※)

※()内の数字は、1ヶ月あたりの平均(小数点第一位を四捨五入)

■ 住居確保給付金の支給状況

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、昨年の4月20日から、「休業等に伴い収入が減少し、住居を失うおそれがある世帯」に対しても、家賃相当額を給付してきており、感染症拡大前の令和元年度と比較して令和2年度以降は高い水準で推移している。

(新型コロナウイルス感染症の拡大前と拡大後の比較)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規支給 決定世帯数	96件 (8件※)	2,718件 (227件※)	1,205件 (100件※)
支給額	9,615千円	462,068千円	370,627千円

※()内の数字は、1ヶ月あたりの平均(小数点第一位を四捨五入)

86

(3) 生活保護の申請状況

■生活保護の申請状況

令和2年度から令和3年度にかけても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響等を考慮した生活福祉資金の特例貸付など、生活を支えるための各種支援策の継続により、社会経済情勢が厳しい状況にある中であっても、人口減少などによる影響も想定されるが、生活保護申請の増加に繋がっていないものと考えられる。

	令和2年度	令和3年度	令和2年度と3年度の差
生活保護申請件数	15,372件	15,353件	▲19件